

新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者の方へ

<濃厚接触者となる方>

R4. 2. 2改正家族等同居者の濃厚接触者の待機期間が変更になりました

1. 家族等、陽性者と同居している方

または

2. 発症日の2日前(無症状の方は検査日の2日前)から現在までに接触のあった方で、以下のいずれかに該当する方

- ①長時間の接触(車内等を含む)があった方
- ②適切な感染防護(マスク等)なしに陽性者を診察、看護もしくは介護していた方
- ③お互いにマスク等の必要な感染予防策なしで、手の触れることの出来る距離(目安は1m)で、15分以上の会話等の接触があった方



©NARA pref.

●濃厚接触者となった方は、不要不急の外出を控え健康観察をしてください

- ・発症日の2日前から他者へ感染させる可能性があるため、無症状の場合でも行動を控える必要があります。下記健康観察期間中は出勤・登校などを控え、人との接触を避けてください。
- ・健康観察期間中に、発熱・咳・呼吸困難などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状が出現した場合は、「濃厚接触者であり、症状がある」旨を医療機関に伝え、受診してください。

健康観察(自宅待機)期間の考え方

健康観察期間:陽性者と最後に接触した日の翌日から数えて7日間(R4年1月28日から適用)
(8日目に自宅待機解除 解除のための検査は必要ありません)

1. 家族等陽性者と同居している方の健康観察期間

陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目として7日間(8日目解除)(R4年2月2日から適用)

または、住居内で感染対策※を講じていなかった場合は講じた日を0日目として7日間(8日目解除)

※感染対策: 日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い、手指消毒の実施、物資等の共用回避

※他の同居家族が発症した場合、無症状の陽性者が発症した場合は、新たにその発症日が起点となります

2. 陽性者が同居家族以外の場合の健康観察期間

陽性者の最終出勤日や登校日を0日目として7日間(8日目解除)

(例)陽性者との最終接触日(最終出勤日や登校日)が2月1日である場合

健康観察期間は2月8日までとなり、症状がなければ2月9日から、検査なしで出勤や登校が可能となります。

どちらも引き続き感染対策は徹底するとともに、10日間が経過するまでは、ご自身で検温など健康状態を確認し、リスクの高い場所の利用や会食等は避けましょう。

※社会機能を維持するために必要な事業に従事する方はこの期間を短縮することができます。

(詳しくは、奈良県ホームページをご参照ください)

<症状がある方> まずは医療機関を受診してください。

※ かかりつけ医または奈良県ホームページ内の発熱外来認定医療機関一覧から受診。

<https://www.pref.nara.jp/55615.htm>(奈良県ホームページ)

※ 受診する際は、「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。

受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

<相談窓口> 奈良県新型コロナ・発熱患者受診相談窓口

電話:0742-27-1132(平日・土日祝 24時間)



※感染急拡大時には、電話がつながりにくく、受診・検査の案内もお待ちいただく場合があります。

※奈良県外在住の方の相談は、ご自身の住んでいる自治体の保健所が窓口となります。